

令和4年（ワ）第45号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第4陣訴訟）

原 告 芹川輝男 ほかに101名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第11準備書面 （20メートル防潮堤について）

2023（令和5）年6月7日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利



同

鈴 木 堯



同

広 田 次



同

米 倉



同

鈴 木 延



同

佐 藤 剛



同

菅 野



同

磯

秀 一 良



同

永

山

健 太 郎



同

大

木

裕

生



同

櫛

田

啓



同

三

浦

学

人



原告ら訴訟復代理人弁護士

杉

原

悠

記

子



外

目 次

第 1	防潮堤等の設置が選択されとしても、被告東京電力の「O. P. + 20 mの防潮堤計画」により本件事故の結果を回避することができたこと.....5
	はじめに.....5
1	最高裁判決多数意見・補足意見の「請求棄却」の判示の骨子7
	(1) 「長期評価」に基づく津波試算と、最大水位は海拔15.7 m...7
	(2) 2つの地震規模と両津波による浸水深の対比8
	(3) 「3.11津波は、海水の敷地への侵入を防ぐことができない可能性が高かった」8
	(4) 経済産業大臣が規制権限を行使して、東京電力に対策を採らせても、「本件事故と同様の事故が発生した可能性が相当にあった」9
	(5) 菅野博之裁判官の補足意見.....9
	(6) 多数意見への概評―「3.11津波事故を防止できなかった」とするのは無知のたわごと9
2	東京電力の「O. P. + 20 mの防潮堤」計画について―東京電力刑事事件の海渡雄一弁護士の報告12
3	被告東京電力は、東電設計に委託して、平成19年11月から「長期評価の新知見等に基づく津波算定」に本格的に取り組むようになった14
	(1) 同東京電力からの東電設計への業務委託事項等14
	(2) 委託業務の中心課題は、「長期評価」に基づく津波評価である.14
	(3) 「長期評価」公表時の保安院と同東京電力の津波対策の怠慢が起点16
4	被告東京電力技術陣の「O. P. + 20 mの防潮堤」計画の合意まで...16
	(1) 2008（平成20）年3月18日の「長期評価」に基づく算定津波高についての同東京電力と東電設計との協議とその結果16

(2)	2008(平成20)年4月18日の東京電力と東電設計との協議とその結果—鉛直壁を設置した敷地を囲む「O. P. + 20mの防潮堤」計画について	20
(3)	両社の技術陣らは4月18日の打合わせで、「O. P. + 20mの防潮堤計画」に合意した	24
(4)	「津波対策検討」は、7月22日に「一旦は幕」(添付資料31「設計管理票(N o. 6)」	26
5	最高裁多数意見は、被告東京電力・東電設計技術陣の専門家の最新の津波対策の知見に反した無知の判断	27
(1)	同東京電力・東電設計の「O. P. + 20mの防潮堤」計画の概要	27
(2)	多数意見は、津波到達地の地形や湾港の形によって津波の動向が大きく変わるとの万人の一般常識にも反する認定、判断を行っている	28
(3)	本件事故後の検証では、「3. 1 1 津波」においても、ほぼ敷地全域で遡上が防止されており、この点において多数意見は大誤判を犯しているのである	30
6	多数意見の破綻—被告東京電力は、「長期評価」に基づく試算津波に備えるには「O. P. + 20mの防潮堤」が必要と準備をしていたのであり、本件事故は十分に防止できたのである	33
(1)	「O. P. + 20m防潮堤」計画の存在が明らかになっていることから、多数意見の本件訴訟では、その存在価値は消失しているのである。	33

第1 防潮堤等の設置が選択されとしても、被告東京電力の「O. P. + 20m の防潮堤計画」により本件事故の結果を回避することができたこと

はじめに

(1) 本書面では、結果回避の対策として防潮堤の設置が選択されとしても本件事故を回避できたことを主張するものである。併せて、本訴訟では国を相手にするものではないが、本訴訟でも国の責任を認めなかった6. 17最高裁判決の誤りは参照すべきところが多々あるため、以下のとおり指摘する。

6. 17最二判の多数意見及び補足意見は、請求を棄却した理由について、「本件で国家賠償責任が認められない原因は、端的に言えば、本件地震が余りに大きな地震であり、本件津波が余りに大きな津波であったため、本件長期評価を前提に行動したとしても、本件事故を回避することができたと判断するには無理が大きすぎるからである。」(菅野裁判官の補足意見。15頁)と解説している。そして、「長期評価が述べる知見」は正当なものであり、この新知見に基づいて算定された「2008年津波試算」も正当であったから、これに一定の裕度を加えた津波対策を行っていれば、次の津波襲来も防止できると考えられるべきところ、この度は、「本件地震があまりに大きな地震であり、本件津波が余りに大きな津波であったために、本件長期評価を前提に行動したとしても、本件事故を回避することができたと判断するには無理が大きすぎるからである」(15頁)として、被災者らの国に対する請求を棄却したのである。

(2) しかし、多数意見は、「4省庁報告書」及び「7省庁手引き」が策定した津波評価の新指針を無視して、「長期評価に基づく2008年津波試算による津波対策」も、一定の裕度を持たせて、敷地南側を中心に「O.P.+15.7m」対策を行えばよいと単純に捉えているのであるが、福島第一原発において防潮堤による津波対策を行う場合には、日本海溝の南から北へ向かう海流があり、その海流は既に形成されている敷地の南側の海食崖に衝突し上昇して東側に回るといった難題も生じ

ているのである。「2008年試算」においても、東面には、東面の敷地高さの津波が迫るとの計算結果が出ているのである（甲 A 第76号証 9頁の「表2—3（2）9. 244m参照）。津波の状況次第では東面からの遡上は十分に起こり得る事態なのである。多数意見は、こうした問題には全く無知であるのか一顧もせず、津波対策は、ただ「O.P.+15.7m」に一定の裕度を加えれば津波対策は可能と考えているのであろう。

（3）被告東京電力の技術陣は原発敷地周辺の状況を把握して、長期評価対策を検討する中で、福島第一原発敷地全域を囲む「O. P. + 20mの防潮堤計画」を立てていたのである。この計画によれば、今次の「3. 11津波」の敷地への遡上は十分に防止できたのである。そうであるのに、多数意見及び補足意見は、この「O. P. + 20mの防潮堤計画」の存在には全く言及をしないまま、「本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」（同10頁。下線は代理人による）と、無法に判断をしているのである。このような判断であると、「2008年試算に基づく想定津波では、3. 11津波を防止することは客観的に不可能」とする判断と受け取れるが、しかし、専門家の判断では、同一の基礎資料に基づいて、「2008年試算」に基づく津波対策には、「O. P. + 20mの防潮堤」が必要と判断されているのである。であるから、「O. P. + 20m」までの防潮堤対策は現に存在していたのであり、多数意見の判断は、十分な調査をしないまま、身勝手な誤った素人判断を行ったものと批判せざるをえないものである。

長期評価に基づく津波の陸地への遡上の際の動向を理学的に正しく観察するならば、原発敷地への遡上は十分に防止ができたのに、今次の多数意見並びに補足意見は、こうした津波対策の基本的な知見や常識をも全く欠いていたために、重大な誤

りを犯したのである。日本海溝の福島県沿いという海食崖における津波の動向の判断を行うには、相応の専門的知識が求められるのに、多数意見の裁判官たちは、やっではない素人判断を行って大誤判を犯したのである。

(4) 多数意見には、こうした欠陥のほかにも、福島第一原発では、その建設時から安全系電気設備は外水に対しても内水に対しても全く対策が施されていず、仮に敷地地盤高を1 mでも超えれば何らの防止策の備えもなく、原子力発電所内の全原子炉損傷が起きる状態（内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事次第）であったのであり、世界に類を見ない脆弱な設備であったのに、こうした事実には一言の言及もないのである。そして、安全系の設備については諸外国でも、また、東京電力柏崎刈羽原発でも地下の安全系の設備室では、本件事故以前から水密化している事例等が存在しているのに、これらにも言及することなく、津波対策は防潮堤対策のみであると強引な判断をしている。

(5) このように多数意見の判示には多くの誤り、欠陥だらけであるのだが、しかし、ここでは多数意見が最終的に結論として判示をしている上記の事項（判決10頁における判示部分）に絞って、その誤りを指摘、主張するものである。この事実が確認されるならば、多数意見はそれだけで消滅することになるからである。本判決例は、今後の同種事案の処理、判断にあたって先例として扱ってはならないもののなのである。最高裁判決例からは、事実上抹消されるべきもののなのである。これについて、以下に述べることとする。

1 最高裁判決多数意見・補足意見の「請求棄却」の判示の骨子

(1) 「長期評価」に基づく津波試算と、最大水位は海拔15.7 m

6. 17 最二判の多数意見は、以下のように判示している。

被告東京電力は、平成18年9月、保安院の指示を受けて、「本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社（東電設計）に委託し、平成20年4月頃、その結果の報告を受けた。その内容は、本件

長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して津波の試算を行ったところ、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ（海拔10m）を超えず、主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるというものであった。」（判決4頁）。

（2）2つの地震規模と両津波による浸水深の対比

「ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は最大約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に侵入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に侵入している。」（同10頁）。

（3）「3.11津波は、海水の敷地への侵入を防ぐことができない可能性が高かった」

「これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有す

るように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」（同 10 頁）。

（４）経済産業大臣が規制権限を行使して、東京電力に対策を採らせても、「本件事故と同様の事故が発生した可能性が相当にあった」

「以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法 40 条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に侵入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り 本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、本件事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生していなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。」（同 10 ～ 11 頁）
としているのである。

（５）菅野博之裁判官の補足意見

「本件で国家賠償責任が認められない原因は、端的に言えば、本件地震が余りに大きな地震であり、本件津波が余りに大きな津波であったため、本件長期評価を前提に行動したとしても、本件事故を回避することができたと判断するには無理が大きすぎるからである。」（15 頁）としている。

（６）多数意見への概評—「3. 11 津波事故を防止できなかった」とするのは
無知のたわごと

多数意見の判示では、「2008 年津波試算」で算定された「O. P. + 15.7 m」という津波に対して、理学的、工学的な検討を行うという場面は一切示され

ていない。同試算では、敷地南側に最大津波高15.7mとあることから、ここからの遡上を防止すればよいという判断となっている。そして、「3.11津波」では東面からも遡上してきたので防止ができなかった、という判示となっている。ここには、そうした判示を行ったことについての、津波に対する理学的、工学的な考察は全く示されていないのである。

ア 2008年試算は、最大津波高を算定しているが、「防潮堤の設計図ではない」のである

「前記（３）」に挙げた判示の前半部は、「2008年試算」に基づいて、「どのような津波対策を採るのか」についての判示を行っており、後半部は、「それによって、どのような津波を防止できるか」について判示をしている。

まず、「前半部」であるが、これについては、「本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く」としている。これによれば、敷地南側には「15.7mの津波」が来襲してくるからこれを中心に対処策を採るが、東側には津波の遡上は見られなかったから防潮堤までは設ける必要はないという対応を考えているのである。多数意見の考え方は、「津波試算」の報告から得る知見は、「来襲する津波は敷地南部に15.7mの津波」とするものであり、東側にも、ほぼ敷地の高さいっぱいの「2号機で9.225m、5号機で10.182mの津波が襲うとの計算」（甲A第76号証の報告書の9頁「表2-3（2）での記録」）になっているのに、こうした事実についての理学的検討などを全く無視しているのである。こうした対応は、旧来の「既往最大方式」を固持する考え方であり、「4省庁報告書」及び「7省庁手引き」の新指針に反するものであるが、草野耕一裁判官の補足意見では、「本件仮定の下において本件発電所に到来することが想定される津波は、本件試算津波と同じものと考えるのが合理的である」（判決19頁）としているのは、正に「既往最大方式」を固持するものである。多数意見は、「本件津波試算と同じもの」を造ることを当然

の前提としているようであるが、「２００８年津波試算」は最大津波高を算定しているが、「防潮堤の設計図」ではないのである。実際に防潮堤計画を策定する場合には、さらに現場の諸条件に適合した計画が検討されることになる。それが「Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤計画」なのである。

次に「後半部」であるが、「後半部」は、「一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」としている。この判示は、「前半部」の判示を裏返しにしたようなものである。ここでも、「敷地南の１５．７ｍ」対策が講じられれば、「２００８年試算はカバーされる」との前提であることは明白である。これも同様に誤りである。

「２００８年試算の１５．７ｍ」は「防潮堤の設計図」ではないのである。

以上のように、最高裁判決の多数意見や補足意見は、津波の動向についての知識を持たない素人の単なる感想なのである。こうした発想しかなし得ない裁判官に本件の審査・判断を求めてはいけなのである。

イ 多数意見は大誤判を犯しており、破綻をしているのである

被告東京電力の技術陣が、「長期評価」の知見に基づいて設定した防潮堤計画では、「Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤」を設置しなければならないとして、その計画を準備していた事実については「４」において詳述するところであるが、同東京電力技術陣は、自然現象の多様性や海流が敷地南部の壁（海食崖）に衝突しながら敷地東側の水位を上昇させるなどの現場の事情を織り込みながら「Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤」計画を準備していたのである。

今次の最高裁判決の多数意見の所見・判断は、津波対策に全く無知をさらしたものであり、かつ、本件訴訟の審理においても、各当事者に対して、「２００８年試算に基づいて防潮堤を設置したならば、本件３．１１津波事故は防止し得たのか」という釈明を行っておけば、各当事者がそれなりに心血を注いで収集した知見、所見に基づいて見解を提出し、津波現象の解説も行われるであろうから、裁判所は今

次のような失態を演じなくても済んだはずである。とりわけ、被告東京電力は、ここで取り上げている関係資料は、すべて手中に保管されているのであるから、たちどころに全ての問題点は明らかになったはずである。裁判所は、そうした釈明を求めることもない杜撰の限りの審理を行って大誤判を犯したのである。

こうした釈明が行われていれば、「O. P. + 20 mの防潮堤」計画は明らかになっていたはずであり、そして、「最大津波高の算定」と「現実の防潮堤計画」との関係や相違も明らかになったはずである。そして、「O. P. + 20 mの防潮堤」計画これが実施されていれば、本件3. 11津波被害は回避できたのである。

同東京電力や東電設計技術陣の算定では、敷地南側では「O. P. + 15. 7 m」が最大であったが、全体を総合した防潮堤計画では、「O. P. + 20 mの防潮堤」が必要と計画しているのであり、本件事故後の検証においては、それだけの対応をしていたならば、「3. 11津波」の敷地への遡上はほとんど防止できたことが明らかになっている（**甲 B 7 8**号証 久保賀也証言調書の反対尋問における「弁護人資料13」）のである。

2 東京電力の「O. P. + 20 mの防潮堤」計画について－東京電力刑事事件の海渡雄一弁護士の報告

海渡雄一弁護士は、福島原発事故刑事裁判の状況報告を終始行っているが、こうした活動の前半期については、「福島原発刑事裁判第1回公判報告」にまとめられているが、その冒頭では、東京電力が当時計画していた「防潮堤計画」について、次のように述べられている。

「東京電力は、2009（平成21年）6月に予定されていた、耐震バックチェックの最終報告において、2007年（平成19年）11、12月に、推本の長期計画に基づいて、津波評価を行い、この津波に対応する工事を実施する方針を決め、2008年（平成20年）1月、そのための基準地震を定める目的で、東電設計に最大津波高の計算を依頼しました。東電設計が実

施した津波高の計算は、試算などではなく、東電が行う津波対策の内容を定めるための基礎資料であり、２００８年３月に予定されていた耐震バックチェックの中間報告、２００９年６月に予定されていた耐震バックチェックの最終報告のためのものでした。この計算結果は分厚い黒表紙、金文字の付された計算結果として東電に納品されています。

これを受けて、東電の実務レベルの土木グループの担当者らは東電設計とも協力して、福島第１原発の１０メートル盤の上に１０メートルの津波防潮堤を、敷地の南北に築く計画を始めとして、具体的な計画を煮詰め、２００８年６月１０日に武藤被告人に提案をしました。しかし、この計画は採用されず、津波の想定は旧来の土木学会に検討依頼することとされ、バックチェックの終了時期は何年も遅らせられることになったのです。」（１頁）。

そして、この報告書においては、東電設計が作成した「Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤」計画の模型図の写真版が掲げられていた。この図によれば、福島第１原発の東側の全面、そして、北部及び南部の側面にも敷地面から鉛直の１０ｍの高さの防潮堤が設置されていた。同東京電力の技術陣らは、「長期評価の想定に基づく津波高試算」においては、第１原発の東面の津波高は「Ｏ．Ｐ．＋１０ｍ」に届くかどうかという想定になっていたが、これへの対処という場面では、東側の海面沿いと、南北の各側面にも敷地高から１０ｍの高さの鉛直の防潮堤を設置する計画となっていたのである。

このように、当時の同東京電力の技術陣らは、真摯に津波対策に取り組み、地震調査研究推進本部が長い間調査研究を重ねてきた成果を存分に取り上げて、安全を期そうと考えていたことが分かる。

こうした構造であってみれば、「３．１１津波」においても、津波の敷地への遡上は殆ど防止できる構造となっていたのである。

なお、同刑事事件の一審の第１回公判期日は、２０１７年６月３０日であった。そして、海渡弁護士の詳細な報告書は、同年８月には、「福島原発刑事訴訟支援団」

のHPに掲載されている。そこで、上記の報告内容は、ひろく社会に広報されているのである（甲B第79号証 海渡雄一 「福島原発刑事裁判第1回公判報告」）。

3 被告東京電力は、東電設計に委託して、平成19年11月から「長期評価の新知見等に基づく津波算定」に本格的に取り組むようになった

（1）同東京電力からの東電設計への業務委託事項等

「福島原発刑事事件」における久保賀也証人尋問に使われた、平成19年12月19日付け「添付資料8 福島第一、福島第二原子力発電所に対する津波影響検討」という書面が存在しているが、久保証人によれば、この書面は「自身が作成したものであること」を認めており、「ここにある事項が東京電力から依頼された業務内容であり、これは東京電力へも交付されている」旨証言している（甲78号証 久保賀也証言調書16頁）。

同添付資料においては、冒頭に「福島第一、福島第二原子力発電所に対する津波影響検討を行う。実施項目を以下に示す」とされており、東電設計の受託項目が6項目挙げられている。「長期評価」が公表されて以後の当時の「日本海溝寄りのプレート間地震津波に対する検討」を中心課題として、太平洋岸の津波対策を改めて検討するテーマが挙げられているのである。以下にその項目だけを挙げておく。

- ① 海底地形の作成
- ② 既往津波の想定津波に対する検討
- ③ 日本海溝寄りプレート間地震津波に対する検討
- ④ 最新の知見による断層モデルに対する検討
- ⑤ 津波対策工に考慮した検討
- ⑥ 報告書検討

（2）委託業務の中心課題は、「長期評価」に基づく津波評価である

この検討項目の表記について若干の事項を付記しておくが、上記の（4）項目に

見られる「新知見」とされているのは、（i）茨城県が独自設定した延宝房総沖地震津波とか、（ii）中央防災会議による明治三陸地震津波など、5つの事例が挙げられているが、「長期評価の新知見」は挙げられてはいない。「長期評価の新知見」についての検討は、「（3）日本海溝寄りプレート間地震津波に対する検討」の中で取り扱われているのである。この各検討事項の中では、「長期評価の新知見」に対する検討が中心課題になっている。例えば、「添付資料2」と「添付資料3」では、「長期評価の新知見」の骨格が解説されている。「資料3」では、「三陸沖北部から房総沖の評価対象領域」が、大きく図示されている。この時点での新たな津波対策で検討すべき最大の課題は、「日本海溝寄りプレート間地震津波に対する検討」であることは誰の目から見ても当然の課題であったのである。この間の東電設計の技術陣の津波対応方針は、「長期評価」が想定している波源設定、即ち、日本海溝寄りの地震津波では、「震源域は、1896年の「明治三陸地震」についてのモデルを参考にし、同様の地震は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する」（証言添付資料2及び同3）となっていることから、そうした前提で波源の設定を行い、津波高の算定を行い、いろいろな算定条件に基づいて、「27例の詳細パラスタ検討結果」を算出したのである（同添付資料21）。

そこで、海渡雄一弁護士も厳しく指摘されていたように、「東電設計が実施した津波高の計算は、試算などではなく、東電が行う津波対策の内容を定めるための基礎資料」であったのであり、この検討過程の中で考えられた「敷地を囲うO. P. + 20mの防潮堤」計画は、現場技術者が心底から叫んだ安全対策であったのである。

なお、東電設計へのこの業務委託に関しては、両社の間で以下のような補助的な取り決めも行われていた。

（i）平成19年11月1日付 「福島第一、第二原子力発電所に対する津波検討について（添付資料4）」

（ii）平成19年11月19日付 「福島第一、第二原子力発電所に対する

バックチェック（添付資料５）

（３）「長期評価」公表時の保安院と同東京電力の津波対策の怠慢が起点

ここでの本題は、「東京電力の技術陣は、『Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤計画』を準備していたという事実の指摘」であるから、詳しく述べることはしないが、同東京電力においては、長期評価が公表されて以後、常に津波対策には危機意識を抱えていたのである。同東京電力の担当者は、２００２年８月、保安院から呼び出しを受けて、長期評価の想定に基づいてのシミュレーションを指示されたのに、これに抵抗して、長期評価の新知見に対して消極的な立場をとっていた佐竹教授に依頼をして対応を行うとの答弁を行ってその場を言い逃れ、以後、６年以上もこれを放置してきたが、こうした対応も、この問題に正面から取り組めば福島第一、第二原発の津波対策の弱点が明らかになり、その改善に相応の時間と経費がかかるという認識があったからであり、その後も、同東京電力の内部においては、「長期評価」の指摘に対する対応の必要性が取り上げられてきたのである。このヒアリングの時点から、以下に指摘するような対応を同東京電力が執っていたならば、本件事故は十分に防止できたのである。

４ 被告東京電力技術陣の「Ｏ．Ｐ．＋２０ｍの防潮堤」計画の合意まで

（１）２００８（平成２０）年３月１８日の「長期評価」に基づく算定津波高についての同東京電力と東電設計との協議とその結果

ア 「長期評価」に基づいての算定最高津波高は、「敷地南部で、Ｏ．Ｐ．＋１５．７ｍ」であった

東電設計の久保賀也氏（ほか２名）らは、２００８（平成２０）年３月１８日、同東京電力を訪ね、同東京電力の高尾ＧＭ、浅井、金戸氏らと面談して、それまでの作業状況を報告している。

同日の面談での打ち合わせ事項と協議内容、そして、同日の協議に基づく合意内容や結論は、添付資料２３「設計管理票（ＮＯ．２）」に記述されている。証人尋

問においては、検察官役は、「詳細なパラスト検討結果（津波高）」を算定するまでの理学的な必要事項等について事実確認を行った上で、検討結果についての解説を求める質問を行っている。

検察官役は、添付資料 2 1 「1 F 詳細パラスト検討結果」を示し、作成経緯等の概要を確認した上、最大津波高について尋ね、久保証人から、O.P.+1 0メートルの南敷地のところで、「その前面のほうで1 5．7メートルという数字が出ました」（3 0 頁）との解説がなされた。そして、このような計算結果は、3 月の1 8 日くらいに速報という形で出した。「このときは、メールではなくて、ちゃんと打合せをしたと思います。」（3 1 頁）と答えている。

そして、ここで念のために、「添付資料 2 1 1F 詳細パラスト検討結果」において示されている福島第一原発での「算定津波高」の最大津波高は、前記の通り、敷地南部における「1 5．7 0 7 m」であったが、敷地北部と東面における最大水位は、北部側壁では「1 3．6 8 7 m」、東面では1～4号機では、1 0 m以下とされ、5号機地点では「1 0．1 5 8 m」となっているとの報告がなされている。東電設計の「添付資料 2 1」においては、いろいろな角度から「2 7 通り」の算定が行われており、上記の3 地点が最高水位となっているとの報告となっているのである。引き続いて、検察官役と久保証人との間では、まず、「水位」について次のような応答が行われている。

かなり、それまでの計算結果より高い数値が出ているんですね。

はい、そうです。

これについて、特に感想とかそういったようなことで、御記憶にあるような相手方の反応というのはありませんでしたか。

そこまでは記憶していないですけども、明治三陸というのは、日本の太平洋側で3 0メートル強の痕跡高がありますので、それをまともに正面でやるわけですから、かなり大きいというのはあらかじめ予測はついていましたんで、それが敷地まで遡上するという結果は、ま

あ、ハザードの時は出なかったですけど、見て、結構大きな津波だというのは、その時点で認識しましたけど。

東京電力の担当者の方も、そのような認識だったということなんですね。

はい。（以上 同調書 32～33 頁）

イ 福島第一、第二では、「主要施設の敷地まで遡上する結果」が確認された

検察官役は、「日本海溝寄りの逆断層想定津波の検討結果、福島第一、福島第二原子力発電所ともに、主要施設の敷地まで遡上する結果となっている記載がありますけれども、このような内容を説明されたんですね。」と尋ねたが、久保証人は、「はい、そうです」と明快に答えている（同調書 32 頁）。

この 「添付資料 23 設計管理票（NO. 2）」は、以下のような資料である。

これは、東電設計によってまとめられている 3 月 18 日の東京電力への報告内容と結果である。

資料23
甲A78, 142T
「設計管理票 (No. 2)」

設計管理票 (No. 2)		帳票番号
		QC1-003-04
件 名 コ ー ド	BC08030	
件 名	新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一、第二原子力発電所の津波評価委託	
日 付 / 場 所	2008年3月18日 場所: 東京電力 本店 142	
方 法	☒ 打合せ ☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他 ()	
出席者 (相手)	高尾 GM, 浅井, 金戸	
出席者 (当社)	久保, 太田, 大森	
配 布 資 料	第2回打合せ資料	
受 領 資 料		
協 議 内 容 確 認 内 容 指 示 内 容 報 告 内 容 処 置 内 容	第2回打合せ資料 資料1 発電所近傍の地形データ 資料2 福島第一原子力発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 資料3 福島第二原子力発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 資料4 1677年房総沖地震津波, 近地津波, チリ地震津波 日本海溝寄りの逆断層想定津波の検討結果, 福島第一, 第二原子力発電所ともに, 主要施設の敷地まで遡上する結果となっている。 取水口前面の津波高の最小値は, 日本海溝寄りの正断層想定津波がチリ地震と同程度の値が発生している。 以上の検討結果は, 対策等の問題は残るが受領された。 その他の検討は, 別途指示があるまで保留とする。	
作 成	2008年3月19日	久保 賀也 (印)
確 認	2008年3月19日	佐藤 正行 (印)

このように、「添付書類 23 設計管理票（No 2）」においては、「日本海溝寄りの逆断層想定津波の検討結果、福島第一、第二原子力発電所ともに、主要施設敷地まで遡上する結果となっている。（中略）以上の検討結果は、対策等の問題は残るが受領された。その他の問題は、別途指示があるまで保留とする。」と、同東京電力と東電設計の両技術陣の間では、重大な事実が確認されているのである。

この段階では、「長期評価」の地震津波の発生機構や波源の設定に関する新知見に基づく想定津波高の算定には、大きな目途が立ったが、それへの対応策については、触れられていなかった。そして、この時点では、次の業務委託はなかったのであるが、その後、「鉛直壁を設置した場合の検討」の業務が発せられて、4月18日には、久保氏はこれに対して「O. P. + 20mの防潮堤計画」を提案するのである。

（2）2008（平成20）年4月18日の東京電力と東電設計との協議とその結果—鉛直壁を設置した敷地を囲む「O. P. + 20mの防潮堤」計画について

ア 4月18日の東電設計の報告と協議内容

4月18日、東電設計（久保氏）は、同東京電力を訪問し、金戸、浅井、高石氏らと面談し、「添付資料 24 1F 鉛直壁を設置した場合の検討」を提出して作業状況を報告している。

「添付資料 24」は、以下のような記述と、「図 1-1 1F 鉛直壁の設置位置（3Dイメージ）」が付されている資料である。次のようである。

資料24
甲A78, 251丁(森)
「1F 鉛直壁を設置した場合の検討」

1. 1F 鉛直壁を設置した場合の検討

検討で用いた解析条件

- ・ 想定断層モデル：R9-06-02（日本海溝寄りプレート間（津波地震））
- ・ 初期潮位：朔望平均満潮位 OP+1.490m
- ・ 解析継続時間：3 時間
- ・ 防潮壁（鉛直壁）：敷地 OP+10m 及び OP+13m に鉛直壁高さ OP+20m を設定。
位置は図 1-1 及び図 1-2 を参照。

最大津波高さ分布及び鉛直壁前面の津波高さを図 1-3 に示す。また、鉛直壁の有無による津波計算結果の比較を表 1-1 に示す。



図 1-1 1F 鉛直壁の設置位置 (3D イメージ)

そして、「添付資料 2 5 1 F 鉛直壁を設置した場合の最大津波高さ分布」という「鉛直壁前面の津波高さ」を示す一覧図と、その「平面図」が付されている。この「鉛直壁前面の高さ」という図面には、「北側側面で、1 3 . 7 7 4 m」, 「南護岸前面で 1 9 , 9 9 3 m」となっている。この図は、敷地の全域（西側は除く）を、「O.P.+ 2 0 mの防潮堤」で囲んだ場合に起こる津波高さを示しているのである。

イ 同東京電力は、「敷地を囲む防潮堤」計画を指示

検察官役は、「添付資料 2 4 1 F 鉛直壁の設置位置」の図を証人に示しながら、どうしてこのような構想がうまれたのかを尋ねた。

久保証人 ……とりあえず、うちが最初に指示されたのは、1 0メートル盤、1 3メートル盤の前面に鉛直壁を建てて、どれくらいの津波高さになるんだというのを計算してくれということで、一応、最初は速報的な感じで、これだけをやってお出ししました。

1 0メートル盤の上に壁を建てるという基本的な事項については、東京電力の担当者の側の要請だったということですか。

はい、そうです。

その結果が、先ほど御証言があったように、最大で1 9メートルの津波がこの壁に押し寄せるといった結果が出たということなんですね。

はい、そうです。（以上 3 6 頁）

ウ 「長期評価」に基づく津波算定では、津波の動向について細心の配慮を行い安全性を確保

次に検察官役は、「添付資料 2 5 1 F 鉛直壁を設置した場合の最大津波高さ分布」を示し、福島第一の「鉛直壁を設置した場合の最大津波高さ分布」状況について質問を行った。

これが、計算結果を図表にしたものですか。

はい、そうです。

上の棒グラフ状のものをご覧いただきたいんですが、これは1号機から4号機までの原子炉建屋等が設置されている10メートル盤にどのような形で津波が来るかと、そういう表なんですね。

はい。

ここで、19.993とある部分というのは、具体的にはどの部分ということなんでしょうか。

敷地の端ががけになっておりまして、そのちょうど南側の際のところで19.9で、北側のほうでも13点幾つというピークがありますけれども、こちらの部分が大きくなっているということです。（以下中略）

こうした計算結果、あるいは図面は、東京電力の側には面談の上でお渡しになっているんですか。

はい、そうです。（36頁）（以下中略）

エ 東電設計と同東京電力の技術陣の応答

速記録末尾添付の指定弁護士資料27を示す

4月18日付け設計管理票ですけれども、このときにお渡しになったんでしょうか。

はい、そうです。

ここに、防潮壁を設置した場合の検討結果の資料を渡されたという趣旨の記載があるんですけれども、このときで間違いありませんね。

はい。

結局、このときには、東京電力の側の担当者の方は、どのような対応をされたんでしょうか。

取りあえず、どれくらいの高さになるかというのを出しただけで、そこに書いてあるように、ほかの案、10メートル、13メートル盤じゃなくて違うところにつけるという案もあるよねという話で、その

辺は東電側で検討するということだったんですけれども、まずは、10メートル盤、13メートル盤に鉛直壁を建てた場合の結果でお出しして、それをどう使っているのか、そこから先は分からないのです。ここに、防潮壁前面のO.P.約プラス20メートルの津波高さが発生すると、これは、計算結果を説明されたという意味ですね。

はい、そういうことです。（以上36頁）。

取りあえず、この計算結果について受領されたが、他の案についても考えるという意味なんですか。

はい、そういうことです。ですから、防潮堤を、今は10メートルの際に付けているんですけれども、もう少しその前面に付けるとかという、そういう評価の方法があるかもしれないということで、東電側で検討するということだったんですけれども、そういう指示はありませんでした。（以上38頁）

このように、「長期評価」に基づいての津波高の算定においては、東電設計の算定手法や算定結果については、同東京電力の技術陣は、異議を示したことはなかったのである。こうした経緯の後、「O. P. + 20mの防潮堤」計画の合意を見ることになるのである。

（3）両社の技術陣らは4月18日の打合わせで、「O. P. + 20mの防潮堤計画」に合意した

久保証言によると以上のような状態であったということであるが、「O. P. + 20mの防潮堤」計画はどうなっていたのか、それは、「添付資料27」によく示されている。次のようであった。

資料27
甲A78, 250丁
「設計管理票 (No. 3)」

設計管理票 (No. 3)		横票番号
		QC1-003-04
件名コード	BC08030	
件名	新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一、第二原子力発電所の津波評価委託	
日付 / 場所	2008年4月18日 場所: 東京電力 本店 250	
方 法	☒ 打合せ ☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他 ()	
出席者 (相手)	金戸, 浅井, 高井	
出席者 (当社)	久保	
配布資料	打合せ資料	
受領資料		
協議内容 確認内容 指示内容 報告内容 処置内容	打合せ資料 資料-1 鉛直壁を設置した場合の検討 ・ 1F及び2Fの主要施設敷地前面に防潮壁を設置した場合の検討結果 ・ 前回の資料に追加分を加えた改訂版 防潮壁前面でO.P. 約+20mの津波高さが発生する。とりあえず、この結果について受領されたが、他の案(発電所前面に防潮堤を設置)についても東電側で検討する。	
作成	2008年4月21日	久保 賀也 印
確認	2008年4月21日	佐藤 正行 印

以上のところからすれば、「長期評価」の新知見に基づいて策定した想定津波高への安全対策としては、東電設計が同東京電力からの指示により策定した「添付資料24」に纏められた、「O. P. + 20mの防潮堤計画」で、両社の技術陣は合意していたことが確認できる。ただ、この計画はこの時点で確定されたというものではないが、「長期評価」に基づいて想定された津波は、発電所敷地の周辺で津波の流れが変わる可能性が高く、これに安全に対応するためには、「O. P. + 20mの防潮堤」にするのがベストとする点で判断は一致していたのである。

(4) 「津波対策検討」は、7月22日に「一旦は幕」(添付資料31「設計管理票(N o .6)

4月18日の会合で両社の技術陣らは、「O. P. + 20mの防潮堤計画」については合意を見ていたが、同東京電力は、なお一層、「津波高の低減」を図ることができないかとの論点について、東電設計に検討の要請を続けており、東電設計はこれに答えていたが、「O. P. + 20mの防潮堤計画」の変更を求めたりするような要求ではなく、関連事項の調整で「津波高の低減」を図れないかという検討の要請であった。検察官役も、こうした動きがどうなったかを尋ねている。

結果的にどうなったんですか。

結果的には、もう、いろいろやって、東電さんの中で議論できるような材料をだしたということで。

データとして提出をしたということですね。

はい。

こうした作業が、大体いつ頃まで続いたんですか。

全体をA3サイズの資料にまとめるので7月ぐらいまで続いたと思いますけれども。

そうしたことで依頼を受けていて、最終的に、もう、この程度でいいですよということを言われたことはあるんですか。

はい。

それは、いつ頃でしょうか。

ちょっと日付は分からないんですけども、帳票に残っていると思います。

と答えた。

ここで検察官役は、添付資料 3 1 「設計管理票（No.6）」を示し、「この協議内容の中に、対策工の検討は、これ以上の検討ケースを必要ないとの事というふうに記載がありますが、この時点でその作業は終わったということですか」と尋ね、久保証人は、「はい」と答えている。（以上 43～44 頁）

5 最高裁多数意見は、被告東京電力・東電設計技術陣の専門家の最新の津波対策の知見に反した無知の判断

（1）同東京電力・東電設計の「O. P. + 20 mの防潮堤」計画の概要

同東京電力・東電設計の技術陣らは、東電設計の久保証言の「添付資料 2 3」によれば、2008（平成20）年3月18日には、以下のような合意に至った。

日本海溝寄りの逆断層想定津波検討結果、福島第一、福島第二原子力発電所ともに、主要施設の敷地まで遡上する結果となっている。

以上の検討結果は、対策等の問題は残るが受領された。

3月18日の協議では、「長期評価の想定する津波への対策」は「想定津波高」を大きく改めなければならないことが理解された。

そして、その翌月の4月18日には、上記のような「主要施設の敷地まで遡上する結果」に対する安全対策としては原発施設の北側、東側、南側を囲う防潮堤の設置が必要との対策が技術者らでは合意された。久保証言における東電設計の「添付資料 2 4」によれば、その内容は、以下の通りである。

・防潮壁（鉛直壁）：敷地OP + 10 m及びOP + 13 mに鉛直壁高さOP + 20 mを設定」

位置は図1－1及び図1－2を参照。

このように、同東京電力と東電設計の技術陣らは、「長期評価」に基づいての津波算定を行って、「O. P. + 20 mの防潮堤」を設置すれば、こうした津波の襲来を受けても津波の遡上を防止できるとの結論に達し、その対策案は準備されていたのである。

東電設計株式会社は、平成20年4月18日に、「長期評価に基づいての試算津波の最大津波高はO. P. + 15.7 mであった」（甲A第76号証「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波委託」）との公表を行うのである。この事実そのものは社会の関心を呼び、原発の危険性を訴えることにはなるのであるが、同東京電力は、「O. P. + 20 mの防潮堤」計画については明らかにしなかった。同東京電力がこうした対応を採ったのは、「それまでの安全神話を崩壊させる」との配慮があったからなのであるが、この計画自体については、同東京電力技術陣としては、いろいろな角度からの安定計算を行って津波の敷地への遡上を防止する努力が払われていたものであった。

多数意見は、「一定の裕度を有するように設計されるであろう」などと安易に判示するが、福島県のこの海岸地帯の特殊性などについては、何の考慮もされておらず、単純に旧来からの「既往最大方式」に基づいての安易な判断だとしか考えようがない。東電設計及び同東京電力技術陣の思考は、正に新指針が指示した「想定し得る最大規模の地震津波対策」に臨み、「O. P. + 20 mの防潮堤」計画に達したのである。

（2）多数意見は、津波到達地の地形や湾港の形によって津波の動向が大きく変わるとの万人の一般常識にも反する認定、判断を行っている

津波が上陸する際には、湾港や陸地の形によって大きく影響を受けることはよく

知られていることであるが、この点を久保証言に基づいて、福島第一原発の海岸部分の事情を述べておくこととする。

久保証人は、その反対尋問において、福島第一原発の敷地の南側の崖地では、南側から流れてきた津波の水流は、どのようなになるのかを尋ねられて、次のように答えている。

そのように南側から伝播してきた津波というのは、福島第一原発の敷地に近づいてくると、次はどんな挙動をするのでしょうか。

南側に近づいてくると、先に福島第一だと南側の防潮堤とぶつかります。と、そこで反射波が起きて、若干南側に反射波が起きます。それと南側から入ってくるやつと、それが重なり合うところがちょうど敷地の南側部分になるので、そこで津波が大きくなります。（証言調書 75 頁）（中略）

その後、どのような挙動をしていくことになるんですか。

その反射波がだんだん防波堤に従ってどんどん広がってくると同時に、第一波の津波の来襲が南側から来て、敷地にぶつかって、その反射波と大体重なところが大きくなるという形ですね。

反射波と、まっすぐ敷地に向かっていく波がぶつかって、敷地に遡上する辺りが一番水位が高くなる、こういうことですね。

はい。（証言調書 77 頁）（中略）

お話を総合すると、まず福島第一原発の敷地には、南側のほうから津波が伝播してくると。そして、南側のほうから伝播してきた津波が防波堤にぶつかった反射波と、それから向かってくるときのままの直行する波がぶつかって敷地に上る敷地の南側の個所が一番高くなる、このように伺ってよろしいですか。

はい。（同 78 頁）

以上のように、福島第一原発では、北上し障害物に衝突しながら遡上する津波は

複雑な動きをしながら遡上するのであるから、その中のある一地点での「最大水位」が算出されても、そこから直ちに全体の津波高を割り出せるものではないのである。それ故、広範な区域での遡上対策を検討する場合には、「最大水位」が算出されたからといって、これに単に「一定の裕度」を加えて津波対策が計画策定できるものではないのである。さらにまた、敷地内の重要施設を津波の危険から守るために防潮堤を設置するという場合には、防潮堤の設置自体から津波の高さが大きくなるという負担も加わるから、さらに、こうした事実も調整して防潮堤計画を検討しなければならないのである。そうであるのに、多数意見は、こうした津波の動静に関する理学的な検証や配慮を全く欠いた判断を行っているのである。多数意見は、これまで争点として論議してこなかったこうした大きなテーマについて、当事者の主張、見解を整えるという訴訟の審理の基本原則さえも放擲してしまっているのである。

これまでに本件訴訟においては、「長期評価に基づいて算定される津波高が、どれほどになるのか」は大きな関心事であったが、敷地周辺での津波の動向までは、結論を左右するほどの大きな争点とはなっていない。こうした状況であったのであるから、これを重大な争点として取り上げて結論をだすというのなら、これを争点として明確に取り上げ、審理、判断すべきが筋であろう。多数意見は、こうした手続きや段階を素通りして、抜き打ちに判断を示したのである。

(3) 本件事故後の検証では、「3. 1 1 津波」においても、ほぼ敷地全域で遡上が防止されており、この点において多数意見は大誤判を犯しているのである

多数意見は、「本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」(同10頁)としている。要するに、多数意見は、本件3. 1 1 津波

による被害はどうしても防げなかった，としているのである。

しかし，そのようなことはないのである。

久保賀也証言の反対尋問でも明らかにされているところであるが，本件事故後の検証では，3. 1 1 津波においては，「O. P. + 2 0 mの防潮堤」が設置されていれば，殆どの個所で防潮堤を超えることはなかったとされている。

久保証人の反対尋問においては，弁護人は，「資料 1 3 計算②による浸水深および防潮堤位置での津波水位」を示して，この図の作成をした久保証人に，この図の解説を求めている。この図は，本件事故後に，今次の3. 1 1 津波は，「2 0 mの防潮堤を超えたか否か」を検証するために作成した旨の証言を得た上に，「どの範囲で超えたと考えられるか」を尋ねた（久保証言調書 1 0 0 頁）。これに対して，久保証人は「南側で大きいところでは2 3 メーターを超えているような津波高さが一部発生しています。」と答えている。

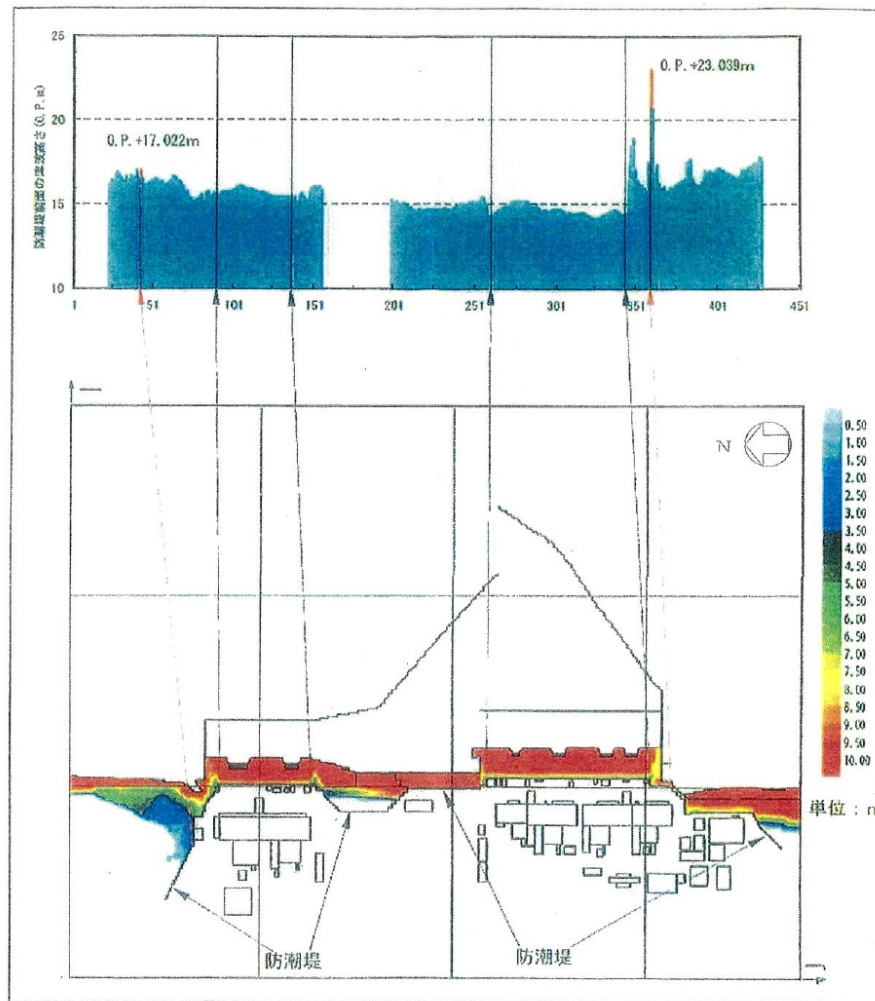


図-8 計算②による浸水深および防潮堤位置での津波水位

上記の「資料 1 3 計算②による浸水深および防潮堤位置での津波水位」の図によれば、3. 1 1 津波では、原発敷地の南から北端までの防潮堤の中で、敷地南部を除けば、水位は殆どが 1 6 ～ 1 7 m 以下の状態となっており、敷地南部の崖の当たりで、同図の棒グラフによれば、そのうちの 1 本だけが「2 3 m」と表示されており、もう 1 本が「1 9 m」前後と見られる。この図では、海水がこうした最大津波の状態の継続時間までは記録されていない。従って、その侵入量までは推測できないが、この図で表記されている限りでは、海水の流入はあったとしても極めて限られたものであると考えられる。主尋問でも反対尋問においても、その量の推計についての質問はなかった。

このように、福島第一原発の敷地を囲むように「O. P. + 2 0 m の防潮堤」が設置されていれば、本件事故のような原子炉損傷を起こすような浸水事故は、およそ発生していなかったはずである。こうした事実からしても、「本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」（同 1 0 頁）などの判断は成立する余地はないものである。多数意見は、破綻していることは明らかである。このような大誤判をしている判決が許されていいはずはない。このような判決は存在してはならないのである。もとより、今後の同種事件の審理においても用いられてはならないものである。

6 多数意見の破綻—被告東京電力は、「長期評価」に基づく試算津波に備えるには「O. P. + 2 0 m の防潮堤」が必要と準備をしていたのであり、本件事故は十分に防止できたのである

（１）「O. P. + 2 0 m 防潮堤」計画の存在が明らかになっていることから、多数意見の本件訴訟では、その存在価値は消失しているのである。

同計画が第 1 審被告東京電力と東電設計の技術陣が、共同して作業を行い、「長期評価」が想定する津波対策には「O. P + 2 0 m の防潮堤」計画が必要とされ、

これを原発敷地に設置することとなっていたのであるから、これらの状況を客観的に観察するならば、「2008年津波試算」に基づいて執られる津波対策は、3.

1 1 津波にも十分に耐えられたのである。

以上のとおり、3. 1 1 津波対策は客観的には存在していた。そして、こうした作業は、おそらく被告東京電力と東電設計の技術陣が最適の担当者であったと考えられる。同担当者らは、自社の原発施設の安全性確保を最上位の目標として業務の遂行を行ったであろうし、その信用性を疑う余地はあるまい。こうして組み立てられた「O. P + 20 mの防潮堤」計画であったから、「本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」(同10頁。下線は代理人による)という判示は明白に誤った判示なのである。

そうであるから、本件訴訟においては、先行していた6. 1 7 最二判、が存在していようとも、「本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」(同10頁)という判示の制約を受けるものではないのである。

以 上